

1 これまでの取組みと実績

平成19年10月策定 学校適正配置実施方針（第2次方針）

- (1) 適正規模の基準 小・中学校ともに12学級以上24学級以下
- (2) 通学距離の基準 小学校：概ね4km以内、中学校：概ね6km以内
- (3) 適正配置の検討方法

①小規模校の立地状況により3つの形態に区分 [配置重視]

Aパターン地域：複数の小規模校が集中する地域

Bパターン地域：小規模校が分散している地域

Cパターン地域：小規模校が点在して存在する地域

* 3パターン設定するも、Aのみ実施。

(4) 統合による適正配置の進め方

地元説明会実施後、保護者や町内自治会等の代表者で構成する「地元代表協議会」を設置し、合意形成を図る。教育委員会は事務局として支援する。

中学校の9~11学級：免許外指導の解消が可能な規模 [国の手引き]

大半の地区で「統合」や「統合見送り」などの方向性を合意

未着手による一層の小規模化

協議の長期化
関係者の重い負担感

学校規模の推移

・平成29年5月現在で、小学校18校⇒8校、中学校6校⇒3校とする統合が成立

		全校数	小規模		適正規模		大規模	
			校数	割合	校数	割合	校数	割合
小学校	H19	120	45	37.5%	66	55.0%	9	7.5%
	H29	111	32	28.8%	72	64.9%	7	6.3%
	H35	110	39	35.5%	66	60.0%	5	4.5%
中学校	H19	56	31	55.4%	23	41.1%	0	0.0%
	H29	54	21	38.9%	31	57.4%	2	3.7%
	H35	54	25	46.3%	29	53.7%	0	0.0%

* 小学校(分校を除く)、中学校(市立稲毛高等学校付属中学校を除く)

2 学校の規模の適正化・適正配置が求められている背景

(1) 少子化の進展

本市の児童生徒数は、小学校が平成21年度、中学校が平成25年度を境に、再び減少傾向へ移行しており、今後も少子化の進展により、小規模校の増加や小規模校におけるより一層の児童生徒数の減少が見込まれます。

(2) 学びのスタイルの変化

学習指導要領の改訂のポイントにあげられている「主体的・対話的で深い学び」に象徴されるように、学校では、一方向・一斉型の授業だけではなく、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。

(3) 国の手引きの改訂や大学共同研究

- ・ 文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（平成27年1月）」の策定をもって、各市町村に少子化に対応した活力ある学校づくりを求めています。
- ・ 平成28年度の千葉市・大学等共同研究において、学力と学校規模の関係性、学校規模と教育活動との関係性の分析などを踏まえ、学校の適正規模・適正配置に教育的観点から取り組むことが提言されました。

3 第3次実施方針

(1) 適正規模の基準 小・中学校ともに12学級以上24学級以下

→ *なお、新たに中学校の9学級以上11学級以下を準適正規模とする

(2) 通学距離の基準 小学校：概ね4km以内、中学校：概ね6km以内

(3) 検討の方法

小規模校が集中する地域だけでなく、市全域に存在する小規模校の規模の適正化に着実に取り組むため、柔軟かつ多様な検討方法が必要となります。

① 基本的に3つの方法で検討を進めます。 [規模重視] 特色

A：小・中学校の一体的な適正配置

- ・ 第2次方針のAパターンを踏襲し、複数中学校区の枠組みで小・中学校の統合を一体的に検討します。

B：小学校の優先的な適正配置

- ・ 複数中学校区の大きな枠組だけでなく、小規模化が進む小学校に絞り統合を検討します。

C：小中一貫教育校化による適正配置

- ・ 郊外部を中心に地理的要因等から同一学校種による統合が困難な学校については、集団規模を確保する観点から、小中一貫教育校化の推進を検討します。

- ・ 「学級」「学年」の規模は改善されないものの、「学校全体」の規模の確保を図ります。

② 取り組みの優先度を区分 特色

- ・ 小規模校の中で、学校規模（学級数）及び児童生徒数によって優先度を新たに明示します。

(4) 取り組みの進め方

地元代表協議会主体の進め方で、数多くの成果を挙げてきたものの、第3次方針では町名・地域性の異なる広域的な組合せでの適正配置も必要であることから、円滑な合意形成に向けてこれまでの進め方を基に工夫・発展させる必要があります。

① 引き続き、地元代表協議会において、地域全体の合意形成を図ります。

- ・ 多様な立場の関係者により、地域の実情を踏まえた最適な適正配置を定めます。

② 各学校の保護者や地域住民との対話を起点に地域全体の合意形成へ移行を図ります。

- ・ 子どもの教育環境の改善に向けた関係者間の意識の共有を進めます。

③ 教育委員会による「学校適正配置(案)」の作成・提示 特色

- ・ 従来の事務局としての支援に加え、地元代表協議会での協議に移行する過程で、保護者や地域との対話を踏まえ、検討の方法（A・B・C）、統合の組合せ、統合場所等について、具体的な選択肢を提示します。

(5) 跡施設活用

子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実に向け、円滑な合意形成を図るために、「学校統合」と「跡施設の利活用」の検討を同時に取り扱うことを示す必要があります。